



整備保証書

このたびは、弊社をご利用いただきありがとうございました。
弊社は細心の注意を払って整備を行い、万全を期しておりますが万一、整備を実施した箇所に点検・整備が原因で不具合が生じた場合、本保証書に示す条件によって当該不具合箇所を無料で再整備をいたします。

ティーケーシステム
〒630-8132 奈良県奈良市大森西1-1-18
TEL 0742-34-3066



保証条件

弊社が定期点検整備を実施した箇所に、点検整備作業が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が点検整備作業が原因で生じたのも弊社が認めたときは、その不具合箇所を無料で再整備いたします。

1. 整備保証の対象自動車

整備保証の対象自動車は、自家用自動車とします。
ただし、自家用自動車であっても乗車定員11人以上の自動車、乗車定員10人以下で車両総重量8トン以上の自動車、レンタ・カー及び特殊自動車は除外します。また、定期点検整備の実施後において、自動車検査証記載された使用者が変わったもの、あるいは、事業用自動車、レンタ・カーに該当することとなったものも除外します。

2. 整備保証の対象範囲

整備保証の対象範囲は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備時に同法に基づく自動車点検基準に定められた項目（以下「定期点検項目」という。）について行った点検・整備作業とします。また、その定期点検整備時に実施した定期点検項目以外の点検整備作業についても定期点検整備記録簿等に記載されたものは、整備保証の対象とします。

3. 整備保証の期間

整備保証の期間は、本保証書記載の定期点検整備を完了した日から6か月、または定期点検整備を完了したときからの走行距離が10,000kmに達したときのいずれか早い時点までとします。

4. 整備保証の請求手続

整備保証は、次のものを弊社までお持ちの上ご請求ください。

なお、お持ちいただけない場合には整備保証ができませんので、ご了承ください。

- ① 本保証書
- ② 不具合箇所の点検・整備作業内容が記載された書面（定期点検整備記録簿、納品書、請求書等）

5. 整備保証の対象から除外される不具合・損失

- ① 客観性のない現象で、個人の感覚に基づく不具合（音、振動等）
- ② 消耗、摩耗、経年変化等による不具合
- ③ 定期点検整備実施後における弊社以外での自動車の改造及び整備による不具合
- ④ レース、ラリー、過積載等通常の使用限度を超えて酷使をしたことによる不具合
- ⑤ 自動車を使用できないことによる損失（休業補償、商業損失、レンタ・カー代等）
- ⑥ 定期点検整備の項目についての整備作業であって自動車使用者の指示によって実施しなかったもの

6. その他

- ① 上欄に整備保証実施事業者印の無い場合は無効となります。